令和7年2月28日

課 名:建築指導課

電 話:092-643-3719

担 当:河島、田上

指名停止措置状况書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置建設業者:

大阪府大阪市中央区城見2-1-61 パナソニックEWエンジニアリング株式会社

2 指名停止の期間:

令和7年2月28日 ~ 令和7年4月27日(2ヵ月間)

3 事実概要:

パナソニックEWエンジニアリング(株)は、実務経験を充足しない者を営業所の専任技術者及び工事現場の主任技術者として配置していたことにより、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、近畿地方整備局から令和 7 年 1 月 31 日付で同法第 28 条第 1 項及び第 3 項の規定による監督処分(指示及び営業停止 22 日間)を受けた。

4 指名停止の理由:

「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」別表その2第11号に該当することから、指名停止2ヶ月間とする。

【福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱 別表その2第11号該当】

措置要件	期間
(建設業法違反行為)	
11 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当で	当該認定をした日から
あると認められるとき (前号に掲げる場合を除く。)。	1ヶ月以上9ヶ月以内